

## 第35回 玉村町農業委員会 議事録

### 【事務局長】

ただ今から、第35回玉村町農業委員会を開会いたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

### 【会長】

みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。中東情勢が緊迫化する中、農業資材や肥料等も影響を受けている。先行きは不透明だが、皆さんと引き続き情報共有していきたいので、よろしく願いしたい。

### 【事務局長】

ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

### 【議長】

本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は4番委員、7番委員を指名します。なお、本日の会議書記には、事務局職員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

### 【事務局】

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。本件につきましては前回の総会において保留となっている案件です。

現在の違反転用状態になってしまった経緯、またその状態を長年に渡り解消できなかった理由などについて、当該法人の代表者及び代理人行政書士より直接説明いただきます。よろしく願いいたします。

### 【法人代表者】

私が入社したのは10年前になりますが、既に亡くなっている先代からは、本件に関してあまり聞かされておりました。資料を確認している中で、様々な問題があることが確認できたので、私の代でこれを解決していきたいと考えております。

### 【法人代理人行政書士】

経緯に関しては、隣接土地の農地転用許可を受けたのが昭和63年であり、その後工場の建築確認の許可を受けました。しかし、この時に建築許可を受けた土地とは違う位置、つまり今回転用許可をお願いしている土地に建物を建築してしまったということです。今では考えられないような話で、先代がどのような意図でこのようにしたかは不明ですが、農地法を遵守していれば、こんなことにならなかったと私は思っております。

平成25年に群馬県より建築許可を正すようにとの指摘があり、是正のための協議を重ねていたが、先代の代表者が亡くなってしまいました。そのような状況を引き継いだのが現在の代表者です。建築基準法、都市計画、農地法など、非常に難しい問題を多数抱えています。これを何とか解決するため群馬県と協議を続けております。群馬県から示された是正計画は、既存建物は全て取り壊し、北側の土地を工場敷地として稼働させるというものです。群馬県が考えている是正計画に沿っていきますが、取り壊すためには、新しく建築する、さらに既存建物を移転する、開発上の雨水処理の問題、下水の問題等、これら全てを解決する必要があるため、協議を続けております。非常に長い話になって、誠に申し訳ございませんが、現在はそのような状況です。以上となりますが、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。ありがとうございました。

**【議長】**

今現在許可申請をされようとしている土地の中にある建物は、県の是正によりすべて取り壊すということでしょうか。

**【法人代理人行政書士】**

はい。平成25年当時はその建物を生かしてなんとかは是正しようという計画でありましたが、今は全部取り壊さなければいけないという話になっております。建築確認の是正とはそういうものとのことです。

**【事務局】**

申請地及び南側と北側に接している土地は個人名義になっている。さらにその北側南側は法人名義になっているようですが、ここは賃借をしているということか。また申請地の名義人は会社の関係者か。

**【法人代理人行政書士】**

ご認識のとおり借りておりますが、会社の関係者ではありません。

**【事務局】**

既存の工場の建築年月日を教えてほしい。また、転用許可済みの土地に建物を建てる予定が、手違いや認識の甘さがあり、現在の状況になっているということか。

**【法人代理人行政書士】**

工場建築は平成元年です。ご指摘についてはその通りです。

**【13番委員】**

農業委員会の判断次第で取り壊さなくても良いとなる可能性はあるのか。

**【法人代理人行政書士】**

建築基準法の話なので、建物を壊すことは確定です。農地法に関しては、現状が既に農地ではな

いので、畑への原状回復はせずに是正ということで申請をさせていただいております。

**【事務局長】**

都市計画法による開発許可については、どういった方針が県から示されているのでしょうか。また取り壊しの判断に至った理由は何か。

**【法人代理人行政書士】**

既存敷地の拡張というという形で、ご了解いただけるという話であります。要は今現在と同じ敷地形態として、申請地についても一つの敷地として拡張するという是正の申請です。取り壊しの判断については、当時建築許可を受けた内容とは違う建物が建築されてしまっているからであり、取り壊しでしか是正ができないということです。

**【事務局】**

申請書の転用事由の詳細欄には、隣接土地を転用許可後に工場を建築する際、誤って申請地に建物を建築してしまいましたと書いてある。悪意を持ってそのようなことをしたのか、それとも純粹に間違えたのかということは、今となっては確認のしようがないということで良いか。

**【法人代理人行政書士】**

そのとおりです。

**【13番委員】**

今後このようなことのないように誓約し、また周辺の農地にも環境配慮を徹底していただける気持ちが汲み取れました。地域の企業として、それをしっかり守ってほしいと思います。

**【事務局】**

他に何か質問事項がある方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

では、審議結果は追って連絡します。ありがとうございました。

以上の説明内容も踏まえ皆様にご審議いただきますが、事務局から補足事項があります。前回総会で顧問弁護士の意見を聞いてはどうかとの意見があったので、本件について相談したところ、次のような回答を得ました。

玉村町農業委員会が許可相当である判断をしたと仮定すると、農地法の違反状態の追認という形になるので法律上は望ましいとは言えない。ただし、本件に関しては、復元可能性が乏しいこと、始末書を提出してあること、今後の管理を徹底することや周辺環境への配慮を誓約していること等の理由で、許可相当としても問題はない。

次に、玉村町農業委員会が不許可相当であると判断したと仮定します。これは農業委員会として当然の業務遂行なので法律上何の問題もありませんが、相手方の申請に対し不利益な処分を下すこととなるため、行政不服審査法上の審査請求や異議申立の対象となり得ます。ただし、

行政不服審査の相手方は最終的な許可権者である群馬県になります。  
以上を踏まえ、ご審議の程お願いいたします。

**【議長】**

それでは、議案第1号について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

**【7番委員】**

周辺住民に聞いたら、誰にも迷惑はかかっていないと言っていた。法律も大事だが、そういった観点も必要かと思う。

**【9番委員】**

どう考えても農地への原状回復は不可能だし、現実的に考えると建築基準法では是正されて、農地法では今回の申請について、許可相当とする方針で私は良いと思う。

**【議長】**

議案第1号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第1号は、許可相当と決定いたします。

**【議長】**

次に、議案第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

令和8年4月14日受付。資材置場用地としての農地転用です。

(譲渡人・譲受人・申請地について説明)

申請理由は、会社に隣接している申請地を資材置場として売却してもらえることになったことに伴い、5条転用を申請したいとのことでした。

農地の判断については、第1種中高層住居専用地域に近接する第2種農地となり、周りの農地に影響は少なく転用しても問題ないと考えます。排水処理は敷地内浸透です。

農振の除外は昭和56年以前であり、目的等は不明ですが関係部署とは協議済みです。説明は以上です。

**【議長】**

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

**【部会長】**

この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

た。

**【議長】**

それでは、議案第2号について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議案第2号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第2号は、許可相当と決定いたします。

**【議長】**

次に、議案第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

議案第3号 農地法第5条計画変更申請について説明します。

令和8年3月27日受付

(申請地・地積・地目について説明)

本件は平成31年2月に許可済みの営農型太陽光発電用地としての一時転用の計画変更です。当初の申請では「赤ジソ」を栽培する計画で許可が出ておりますが、令和7年度から「カボチャ」の栽培を実施しており、本来であれば事前に許可手続きを実施すべきところ、この手続きが漏れていたことに伴う是正の申請となります。カボチャを栽培することで営農型の単収要件の8割を目指せるということのようです。群馬県に確認したところ、許可前に作物を変えてしまったことに関する始末書の提出が必要とのことなので、今後、事業者に提出を指導する予定です。「実際に8割を達成できるかどうか」ではなく、栽培する作物を変更することを認めるか否かを審議していただくこととなります。説明は以上です。

**【議長】**

それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

**【部会長】**

現地確認の状況ですが、雑草の管理ができていませんでした。私も現場をよく見るが、そもそも作物を作っている状況が確認できていない。現時点ではカボチャの栽培が確認できないので、栽培状況の書類を提出するときに、写真の添付を求めるとか、事前申請を徹底させたいうえで許可した方が良く、部会では確認しました。今後も栽培が確認できないような状況の場合は、次回の更新時に厳しくなると事務局経由でしっかり伝えたいうえで認めるのが適切と考えます。以上です。

**【議長】**

それでは、議案第3号について審議を行います。部会長からは、栽培の途中経過の写真の保存を求めるべきとの意見があったが、他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

**【10番委員】**

営農者と設置者は関係会社か。

**【事務局】**

そのとおりです。代表者が一緒であることから分かるように、片方が農業のための会社、もう一方が太陽光発電の会社と思料されます。

**【10番委員】**

農地転用の本来の目的から逸脱していると思われる。これは問題があるのではないか。

**【事務局】**

会社が違うこと自体はダメではないが、この会社は県内複数の自治体で同じような事業を展開している。他自治体と情報交換したところ、ほぼ全ての自治体がこの会社を問題視している。国の規制もどんどん厳しくなる中で、町もの判断についても、期間の短縮もしくは不許可ということも今後考えられると思います。ただ、今回に関しては作物変更を認めるかどうかのみの議論になる。ただし、次回更新時は厳しい基準で審査すべきと考えます。事務局としても皆さんの意見も聞きながら、こまめな資料提出を求める等の対策はしていきたいと思います。

**【6番委員】**

法の基準が曖昧だと思う。もっと国が厳しく対応していくべき問題だと思う。

**【議長】**

法律が甘い部分も確かにあると思う。ただし、国も営農型には厳しい目を向け始めているので、圃場ごとの栽培状況には厳しく注視していきたい。

**【1番委員】**

そもそも畑に太陽光発電の設備を作る場合と、その太陽光発電パネルの下で作物を作る場合の違い及びメリットは何か。

**【事務局】**

普通の太陽光発電は五条転用になるが、基本的には白地でないとできない。営農型太陽光発電は青地でできる。また地目変更を伴わないので、税制面でのメリットもある。

**【議長】**

他に意見はないようなので、議案第3号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第3号は、許可相当と決定いたします。

**【議長】**

次に、議案第4号について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

議案第4号 玉村町農地利用最適化推進委員の評価・決定についてです。

農業委員会等に関する法律第19条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第12条の規定に基づき、募集期間の終了時点における、玉村町農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び公募の状況を説明いたします。

(推薦されている4名について説明)

いずれも欠格事由はなく適任と考えられますので、ご審議の程お願いいたします。

**【議長】**

それでは、議案第4号についてご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議案第4号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第4号は、承認と決定いたします。

**【議長】**

続いて、報告事項に入ります。報告事項について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については相続で4件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、2件受理しております。報告事項につきましては以上です。

**【議長】**

それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

それでは、報告事項について終了とします。

**【議長】**

続いて、次第6その他について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局長】**

玉村町農業関連事業に関する予算について説明。

**【事務局】**

続きまして、令和8年度最適化活動の目標設定について、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの内容に関して説明。

**【事務局】**

最後に転用取下事案について説明します。令和7年12月の総会で許可相当と判断した5条転用の申請について、転用取下の申請がありましたので、報告させていただきます。

（申請地・地積・地目について説明）

事務局からは以上です。

**【議長】**

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

**【事務局長】**

これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。